

## 選挙管理委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人 日本水産学会委員会等設置規程第 2 条及び第 1 3 条、ならびに役員候補者等選挙規程第 4 条、第 8 条及び第 9 条に拠り運営する。

(委員長及び委員の構成)

第 2 条 委員会は、会長が理事会の議を経て支部幹事の中から指名委嘱した選挙管理委員（以下、「委員」という。）3 名をもって構成する。

2 委員会に委員の互選による委員長 1 名を置く。委員長は、委員会の業務を統轄する。

3 委員の任期は、2 年とし、引き続き再任することはできない。

(委員会の職務)

第 3 条 本委員会は、総務担当理事の監督の下、理事及び監事の候補者（以下、「役員」という。）、学会賞選考委員の選挙ならびに役員の欠員のための選挙に関し、次に掲げる各号の業務を担当する。

- (1) 選挙の告示に関する事項。
- (2) 選挙人及び被選挙人の資格の決定に関する事。
- (3) 投票用紙の作成及び交付に関する事。
- (4) 投票の受理、開票及びその結果の公表に関する事。
- (5) 支部長及び支部幹事の選挙管理業務の委任に関する事。
- (6) そのほか、上記以外の選挙管理業務に関する事。

(改 廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(平成 27 年 2 月 28 日 一部改正)